

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和4年度第4四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	統一地方選挙に係る 投票管理システム運 用及びサポート業務 委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪 支店	40,311,700	令和5年1月20日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	○
2	統一地方選挙に係る 投開票集計システム 運用及びサポート業 務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪 支店	2,681,250	令和5年1月20日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-
3	統一地方選挙に係る 大阪市高速電気軌道 株式会社地下鉄車内 啓発放送業務委託	広告代行	(株)大広メディアッ クス	6,050,000	令和5年1月23日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-
4	統一地方選挙に係る 大阪市高速電気軌道 株式会社(大阪メ ロ)広告啓発業務	広告代行	(株)大阪メトロアド エラ	3,514,500	令和5年1月23日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-
5	統一地方選挙用一人 乗り電気自動車によ る啓発宣伝カー業務 委託	広告代行	ウォーターワン カーデザイン(株)	4,185,500	令和5年1月25日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
6	統一地方選挙用投票 用紙交付機・計数機 (ムサシ製)点検調整 等業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪 支店	8,481,000	令和5年2月22日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-
7	統一地方選挙用投票 用紙交付機・計数機 (グローリー製)点検 調整等業務委託	情報処理	グローリー(株) 近 畿支店	2,189,440	令和5年2月22日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-
8	大阪市長選挙及び大阪 府知事選挙に係るポス ター掲示場見出し等表 示物作ポスター掲示場 見出し等表示物作製業 務委託	特殊印刷	丸山印刷(株)	4,159,388	令和5年3月3日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	G21	-

随意契約理由書

1 案件名称

統一地方選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、株式会社ムサシが開発した投票管理システムを用いて、投票の当日に各投票所において選挙人名簿対照業務を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものである。

投票管理システムは、本市において既に導入している期日前投票システムにより作成した選挙人名簿データを使用し、投票日当日に投票所において選挙人名簿対照を行うものであるが、選挙人名簿データと接続して使用できるシステムは、期日前投票システムを開発した株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開している本システムのみである。

なお、いずれのシステムも同社が開発し、本市仕様にカスタマイズして使用しているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年執行統一地方選挙に係る投開票集計システム運用及びサポート
業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、投開票集計システムを用いて、期日前投票期間、投開票日当日に投票者数、開票数の集計を行うに際して、その運用支援及びサポートを実施するものであるが、当該システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして展開しているシステムである。また、期日前投票期間の集計については、同社が開発し、本市において既に導入している期日前投票システムと連携の上実施している。

当該システムは同社が開発し、本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスはすべて同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことはできない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるようサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社以外には存在しないことから、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1. 案件名称

統一地方選挙に係る大阪市高速電気軌道株式会社地下鉄車内
啓発放送業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 大広メディアックス

3. 随意契約理由

本事業は、統一地方選挙の期日周知及び投票参加の呼びかけを、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪メトロ」という。）の地下鉄1号線（御堂筋線）から8号線（今里筋線）の車内放送を用いて行うものである。

大阪メトロは1日の乗車人員が約211.5万人と一大鉄道路線網であり、そのほとんどの駅が大阪市内にあり、地下鉄のすべての車両において始発から終電まで啓発放送がなされるため、露出回数が多く、地下鉄を利用する様々な年代層に対する啓発はもとより、日々地下鉄を利用している通勤・通学者には毎日視聴することによる反復効果により、統一地方選挙についての認識を深めることが期待できる。

なお、当該業務については、株式会社大広メディアックスが大阪メトロの車内放送装置の維持管理・制作運営業務を手掛けている唯一の事業者であり同社以外では事業を履行することができない。また、上記を証明するため、他の事業者では取り扱いができない旨の証明書の提出も受けている。

以上の理由から、株式会社大広メディアックスと特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

統一地方選挙に係る大阪市高速電気軌道株式会社（大阪メトロ）
広告啓発業務

2 契約の相手方

株式会社 大阪メトロアドエラ

3 随意契約理由

本事業は、統一地方選挙の期日周知及び投票参加の呼びかけを行うために、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪メトロ」という。）地下鉄車両・駅構内・改札付近の広告媒体を活用するものである。

大阪メトロは1日の乗車人員が約211.5万人と一大鉄道路線網であり、当該路線に付随する交通メディアは、車両・駅構内・改札周辺での広告の掲示による啓発及び車内映像広告であるテレビジョン、駅構内や周辺に設置されているデジタルサイネージ等多岐にわたっており、鉄道利用者への有効な広告手法として高く評価されている。

なお、デジタルサイネージやポスター掲出をはじめ各種の広報媒体については、その媒体の集約から設置・撤去・維持管理等のすべての業務を大阪メトログループの株式会社大阪メトロアドエラ（以下「メトロアドエラ」という。）が一手におこなっているところである。

次に、媒体の販売方法であるが、当該広告媒体は他の広告代理店でも取り扱っているが、大阪市等の公的機関での掲出料金については、旧大阪市交通局（現：大阪メトロ）時代から令和2年執行の大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票に至るまで、特例適用として多くの媒体で50%の割引料金での契約を行ってきたところである。

今回の契約においてメトロアドエラと協議したところ、引き続き特例が適用され、これまでと同様の割引価格が適用されることとなった。

以上のことから、大きな啓発効果が期待できる大阪メトロ車両・駅構内・改札周辺での啓発事業の最大限の活用と、掲出料金等の特例について総合的に勘案した結果、メトロアドエラと契約することが最も経済的・効果的と認められることから、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

随意契約理由書

1. 案件名称

統一地方選挙用一人乗り電気自動車による啓発宣伝カー業務委託

2. 契約の相手方

ウォーターワンカーデザイン株式会社

3. 随意契約理由

本小型電気自動車による啓発業務は、一人乗り電気自動車をベースに車体全体を利用して啓発ラッピングを施し、大阪市内の公道を走行し投票啓発を行うものである。

現在、コロナ禍において集客イベントが行いにくい状況下にあるため、過去に実施したフラッシュモブ等大規模な集客イベントが開催できない状況である。他方、本業務では、今までにない特徴的な形状、車体全体のラッピングの効果、複数台の同時運用等により、人の注目が集まりやすいことから、街を歩く人々の目に止まりやすく、またSNSやマスメディア等への掲載も期待できる。そのため、ネット環境を介して歩行者だけでなく、ネットユーザーへも大きくインパクトを与えることができ、コロナ禍においても統一地方選挙についての認識を高めることができると考える。

本業務は、令和2年の大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票において、新たな啓発媒体として活用しており、SNSやマスメディア等に掲載された注目度が高い啓発媒体であることから、今回の統一地方選挙時においても実施するものである。

当該業務については、ウォーターワンカーデザイン株式会社が「デコレンタ」事業として、一人乗り電気自動車による啓発宣伝カー業務を手掛けている唯一の事業者であり契約相手方以外では業務を履行することができない。また、上記を証明するため、他の契約相手方では取り扱いができない旨の証明書の提出も受けている。

以上の理由から、ウォーターワンカーデザイン株式会社を特名し随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8514）

随意契約理由書

1 案件名称

統一地方選挙用投票用紙交付機・計数機（ムサシ製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙自動交付機・計数機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

株式会社ムサシは、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

統一地方選挙用投票用紙交付機・計数機（グローリー製）点検調整等業務委託

2 契約の相手方

グローリー株式会社

3 随意契約理由

投票用紙自動交付機・計数機（以下「交付機等」という。）での投票用紙の確実な交付及び枚数のカウントなど円滑な投票及び開票事務を行うために不可欠である事前の点検調整及び部品交換を行うものである。

グローリー株式会社は、本業務で点検等業務委託の対象としている交付機等の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって当該業務を履行可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市長選挙及び大阪府知事選挙に係るポスター掲示場見出し等表示物作製業務委託

2 契約の相手方

丸山印刷株式会社

3 随意契約理由

大阪府知事選挙においては、公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、その告示日の前日（3 月 22 日）までに、大阪府選挙管理委員会（以下「大阪府選管」という。）が決定した区画数のポスター掲示場を設置する必要がある。

大阪府選管からは、当初、令和 5 年 1 月 12 日付で、区画数を 10 とする通知があったものの、その後の立候補検討状況を踏まえ、同年 3 月 2 日付で、区画数を 12 に変更する旨の通知が来たところ。

上記変更通知を受け、速やかに、ポスター設置事業者には 2 枠の増設設置等委託の可否を確認したところ、全事業者が対応不可能ということであった。

そのため、代替案を検討し、ポスター掲示場のいわゆる「見出し部分」に、シール等の表示物を貼付することで、区画数を 12 とすることにした。大阪府知事選挙の告示日の前日（3 月 22 日）までに、区画数 12 のポスター掲示場を設置するためには、納品された表示物を各区選管が貼付する期間を考慮すると、速やかに事業者と契約を締結する必要がある。

当該シール等の表示物が、雨風等によって剥がれてしまうと選挙無効にもなりかねないため、当該シール等の表示物は、特殊印刷が必要である。

そのため、特殊印刷の技術を有する 8 事業者に、下見積りを徴取したところ、本日中に下見積りを提出した事業者は、上記丸山印刷株式会社のみで、他の 7 事業者は、非常にタイトな日程を考えると、対応ができないということであった。

なお、市長選挙においても、現時点の立候補検討状況を踏まえ、同種の表示物を作成する予定である。

以上の理由により、上記丸山印刷株式会社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）